

本庁舎等消防設備点検委託 仕様書（案）

1 目的

受注者は発注者の保有する消防設備の機能を常時良好な状態で維持するため、この仕様書に基づき、確実、適切なる方法で点検（以下「業務」という。）を実施するものとする。

2 仕様事項

- （１）この仕様書は業務の概要を示すものであるから、この仕様書に定めのない事項であっても、受注者は発注者が必要と認めた業務は契約金額の範囲内で実施するものとする。
- （２）受注者は事故発生が予想されるときは、臨機に措置できる体制をとらなければならない。

3 履行場所

- （１）相模原市中央区中央２－１１－１５（相模原市役所本庁舎本館、第１別館、第２別館）
- （２）相模原市中央区中央２－９－９（会議室棟）
- （３）相模原市中央区中央２－９－６（第２会議室棟）
- （４）相模原市中央区中央２－２２６－２（公用車北側駐車場車庫）
- （５）相模原市中央区中央２－１２－１２（本庁倉庫）
- （６）相模原市南区下溝３０４２－２（消防倉庫）

4 業務内容

- （１）受注者は消防法（昭和２３年法律第１８６号）第１７条の３の３に規定する消防設備士又は消防設備点検資格者により、消防法第１７条の３の３及び消防法施行規則（昭和３６年自治省令第６号）第３１条の６により定められた点検及び点検結果報告書の作成を行うものとする。
- （２）受注者は前号で定める点検を実施する際には、事前に作業計画書及び作業員名簿（資格証明書（写）を添付）を提出するものとする。

（３）設備内容

ア 消火器具	本館、第１別館、第２別館、会議室棟、 第２会議室棟、北側車庫、本庁倉庫、消防倉庫
イ 屋内消火栓設備	本館、第１別館、第２別館
ウ 動力消防ポンプ設備	本館（外）
エ 自動火災報知設備 （ガス漏れ火災警報設備含む）	本館、第１別館、第２別館、会議室棟
オ 非常警報設備	本館、第１別館、第２別館、第２会議室棟、 本庁倉庫
カ 避難器具	本館、第１別館
キ 誘導灯及び誘導標識	本館、第１別館、第２別館、本庁倉庫
ク 防火、防排煙設備	本館、第１別館、第２別館

ケ 連結散水設備	本館
コ 連結送水管	本館、第2別館

5 報告書について

受注者は、各回の点検業務が完了したときは、速やかに業務完了報告書及び点検結果報告書に消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書を添えて提出しなければならない。

6 業務実施日

業務の実施日については原則土曜日、日曜日及び祝日とし、発注者と調整の上、決定するものとする。

（1）機器点検

年2回（概ね9月と3月）

（2）総合点検

年1回（概ね3月）

7 本庁舎職員総合防災訓練時の対応について

本庁舎職員総合防災訓練の際に発注者の指定する日に発注者立会いのもと、訓練時の作業（自火報受信機の操作及び指定する感知器を発報させること。）を行い、各機器の作動状態を確認すること。

8 一般事項

（1）業務に要する材料及び機器類は、すべて品質良好で安全かつ環境に配慮したものを使用し、すべて受注者の負担とする。ただし、部品の交換については除くものとする。

（2）業務に必要な電気、水道及びガスは、発注者の負担とする。

9 疑義等の解決

この仕様書に記していない事項に疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議のうえ決定する。